

平成29年第7回羽幌町議会臨時会会議録

○議事日程（第1号）

平成29年11月15日（水曜日） 午後 2時00分開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 報告第 7号 専決処分の報告について
「和解及び損害賠償の額の決定について」
- 第 5 承認第 6号 専決処分の承認について
「平成29年度羽幌町一般会計補正予算」（第7号）
- 第 6 承認第 7号 専決処分の承認について
「平成29年度羽幌町一般会計補正予算」（第8号）
- 第 7 議案第54号 平成29年度羽幌町一般会計補正予算（第9号）

○出席議員（11名）

1番 村田定人君	2番 金木直文君
3番 阿部和也君	4番 船本秀雄君
5番 小寺光一君	6番 熊谷俊幸君
7番 平山美知子君	8番 磯野直君
9番 逢坂照雄君	10番 寺沢孝毅君
11番 森淳君	

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

町 長	駒井久晃君
副 町 長	江良貢君
監 査 委 員	鈴木典生君
会 計 管 理 者	三浦義之君
総 務 課 長	飯作昌巳君
総務課総務係長	伊藤雅紀君
地域振興課長	酒井峰高君
財 務 課 長	大平良治君
財務課財政係長	葛西健二君

町民課長	室谷眞二君
町民課町民生活係長	熊谷裕治君
建設課長	三上敏文君
建設課管理係長	更科信輔君
建設課土木港湾係主査	山平博久君
農林水産課長	鈴木繁君
農林水産課水産林務係長	木村康治君
選挙管理委員会事務局長	飯作昌巳君
選挙管理委員会総務係長	道端篤志君

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	井上 顕君
総務係長	杉野 浩君
書記	土清水 彬君

◎開会の宣告

○議長（森 淳君） ただいまから平成29年第7回羽幌町議会臨時会を開会します。

（午後 2時00分）

◎町長挨拶

○議長（森 淳君） 町長から議会招集挨拶の申し出がありますので、これを許します。
町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 平成29年第7回羽幌町議会臨時会の招集に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

議員の皆様におかれましては、師走間近の何かとご多忙な時期にもかかわらず、ご出席を賜りましたことを厚くお礼申し上げます。

さて、既にご承知のとおり、11月11日の急速に発達した低気圧の影響により、本町におきましては市街地区で34.9メートル、焼尻島では11月の観測史上最高を更新する37.2メートルの最大瞬間風速を記録し、住宅等における屋根トタンの破損やD型倉庫の倒壊など、我が町に大きな被害をもたらしたところであります。幸いにも人的被害はありませんでしたが、自然の猛威と厳しさを改めて思い知らされたところであり、この場をおかりしまして被災された方々に心からお見舞いを申し上げます。

なお、詳細な被害状況につきましては、現在取りまとめているところでありますが、被災箇所の復旧等に向けて早急に作業を進めてまいります。

さて、本臨時会に提案いたしております審議案件は、報告1件、専決処分の承認2件、議案として平成29年度補正予算案1件の合わせて4件であります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。招集の挨拶といたします。

◎開議の宣告

○議長（森 淳君） これから本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（森 淳君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、

10番 寺 沢 孝 毅 君 1番 村 田 定 人 君
を指名します。

◎会期の決定

○議長（森 淳君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日間にしたいと思っております。これにご異議あり

ませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 淳君) 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日間と決定しました。

◎諸般の報告

○議長(森 淳君) 日程第3、諸般の報告を行います。

本日の欠席並びに遅刻届け出はありません。

会議規則第21条の規定により、本日の議事日程表は配付いたしましたので、ご了承願います。

次に、地方自治法第121条の規定により、本臨時会に説明員として出席通知のありました者の職、氏名を一覧表として配付しておりますので、ご了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

◎報告第7号

○議長(森 淳君) 日程第4、報告第7号 専決処分の報告について「和解及び損害賠償の額の決定について」を議題とします。

本案について報告の内容説明を求めます。

建設課長、三上敏文君。

○建設課長(三上敏文君) ただいま上程されました報告第7号 専決処分の報告についてご説明申し上げます。

地方自治法第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告するものであります。

平成29年11月15日提出、羽幌町長。

次のページをお開きください。専決処分書でございます。地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された町長の専決処分事項について、次のとおり専決処分する。

処分事項は、和解及び損害賠償の額の決定についてであります。

1、和解の相手方の住所、名称につきましては、記載のとおりであります。

2、和解の内容ですが、1、羽幌町の過失割合が100%であること。2、羽幌町は、破損させた相手方車両を原形に復す費用を負担すること。3、本件について、今後事由のいかんを問わず、双方とも一切の異議申し立て等はない旨の取り決めでございます。

損害賠償額は6万9,536円であります。なお、この損害賠償額につきましては、全額保険の適用となっております。

事故の概要について申し上げます。発生日時は、平成29年9月5日火曜日午後6時ころで、発生場所は記載のとおりでございます。和解の相手方が発生場所に自家用車を停車

しようとした際、歩道と住宅の間にあるトラフが破損していたため、左前タイヤがグレーチングに乗った瞬間にはね上がり、ガソリントankに衝突し、車両を破損させたものであります。

修理の完了をもちまして9月25日、相手方と対物賠償に関する示談書を交わし、同日専決処分をしたものでございます。

町道及び附帯施設の破損につきましては、日ごろから事故のないように破損状況の把握、バリケード設置などの安全対策を促しているところでございますが、このような事故が起きましたこと大変申しわけなく思っております。事故の発生後、課内の職員全員に対しまして管理する全ての施設を安全に利用していただくため、パトロールや点検による破損箇所の早期発見、速やかな安全対策を徹底するよう注意をしております。以後このような事故を起こさないよう再発防止に努めてまいりたいと思っております。

以上をもちまして報告とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（森 淳君） これから報告第7号について質疑を行います。

10番、寺沢孝毅君。

○10番（寺沢孝毅君） ただいま課長のほうから説明があったわけですが、事故の内容がよく理解できない面があるのです。私この4番目の事故の概要の（3）読んでも、例えばガソリントankは一体何のガソリントankなのかとか、グレーチングという言葉もちょっと聞きなれない言葉でもありまして、単独事故なのだなということはわかったのですけれども、その辺もうちょっと詳しくご説明いただければありがたいです。

○議長（森 淳君） 建設課長、三上敏文君。

○建設課長（三上敏文君） お答えいたします。

ガソリントankは、相手方の自家用車のガソリントank、車両の底の部分に出ている部分です。それで、グレーチングにつきましては、側溝のふたのことをグレーチングと呼んでおります。

○議長（森 淳君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 写真を見た限りで、ちょっと正確かどうかあれですけども、車道と歩道があって、そしてこの車の車庫があって、そのところに水が入らないように、こういう、もうちょっと幅広いか、長い水を受ける、下水ではないですけども、そういうものがついていますよね、よく。それがちょっとはね上がったということで、車のガソリントankの底の部分をついたと。それで、その設置として、狂ってきているのですけれども、町道の歩道の部分ということで町に責任というか、瑕疵があったということで保険を使って直したということで、大体見えたでしょうか。

○議長（森 淳君） 10番、寺沢孝毅君。

○10番（寺沢孝毅君） 大体わかりましたが、確認しますといわゆる道路脇のトラフのふたの部分が破損をしていて、そしてそれを乗用車が踏むなりして、ふたがはね上がって、その方の乗用車の裏側にあるガソリントankを直撃して壊したと。それで、このトラフ、

あるいはその場所というのは町道なので、町は瑕疵を認めて車両を直す額を補償したという、そういうことですか。

○議長（森 淳君） 建設課長、三上敏文君。

○建設課長（三上敏文君） 今議員がおっしゃったとおりでございます。

○議長（森 淳君） 10番、寺沢孝毅君。

○10番（寺沢孝毅君） わかりました。

私もふだんから町道を含む道路、国道もあれば、道道もあるかと思うのですけれども、そういうところで割れた側溝のふただとか、あるいはひどいときにはふたが1枚全くなかったりとか、そういうものを見かけることはございます。ごく最近も今この事故の報告を受けて思い出した部分もあるのですけれども、そういう部分は道路管理者の責任になるということで認識した次第です。今回は車両の事故であったので、例えば人間のけがとか重大な事故につながらなかったのも、その面では幸いかと思いますけれども、今後そういうことのないように注意しないと、本当に取り返しのつかないことにもなりかねないと思いますので、嚴重注意があったというふうにも今報告ありましたけれども、いま一度その点をしっかりとさせていただきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（森 淳君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 議員ご指摘のとおり、今後人的被害のないように、点検項目等につきましてももう一度確認させるようにしたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（森 淳君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで質疑を終わります。

本案は、議会の委任による専決処分のため、承認を要しませんので、これをもって報告を終わります。

◎承認第6号

○議長（森 淳君） 日程第5、承認第6号 専決処分の承認について「平成29年度羽幌町一般会計補正予算」（第7号）。

本案について承認の内容説明を求めます。

財務課長、大平良治君。

○財務課長（大平良治君） ただいま上程されました承認第6号 専決処分の承認についてご説明申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項により報告し、承認を求めるものでございます。

平成29年11月15日提出、羽幌町長。

処分内容は、平成29年度羽幌町一般会計補正予算（第7号）でございます。

次のページをお開き願います。専決処分書でございますが、平成29年9月19日付に

よる専決でございます。

次のページの補正予算書をお開き願います。既定の予算総額には変更がなく、地方債の定めを変更するものでございます。

次のページをお開き願います。地方債補正であります。補正の内容につきましては、臨時財政対策債の限度額を1億5,036万1,000円から1億5,491万8,000円に増額するものでございます。

以上が専決処分により補正をした予算の内容であります。本件につきましては9月議会定例会においてご決定を賜りました一般会計補正予算（第5号）において提案すべきところを事務処理が漏れており、臨時財政対策債の借りに支障が出ることから、このたびの専決処分による対応となりましたことにつきまして深くおわびを申し上げます。今後は、このようなことがないよう事務処理を徹底してまいりますので、よろしくご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森 淳君） これから承認第6号について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで質疑を終わります。

討論は、議会の運営に関する基準に基づき省略します。

これから承認第6号を採決します。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第6号 専決処分の承認について「平成29年度羽幌町一般会計補正予算」（第7号）は原案のとおり承認することに決定しました。

◎承認第7号

○議長（森 淳君） 日程第6、承認第7号 専決処分の承認について「平成29年度羽幌町一般会計補正予算」（第8号）。

本案について承認の内容説明を求めます。

財務課長、大平良治君。

○財務課長（大平良治君） ただいま上程されました承認第7号 専決処分の承認についてご説明申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項により報告し、承認を求めるものでございます。

平成29年11月15日提出、羽幌町長。

処分内容は、平成29年度羽幌町一般会計補正予算（第8号）でございます。

次のページをお開き願います。専決処分書でございますが、衆議院議員総選挙に伴う補正であり、平成29年9月28日付による専決でございます。

次のページの補正予算書をお開き願います。既定の予算総額に歳入歳出それぞれ871万5,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ73億8,010万2,000円とするものでございます。

6ページをお開き願います。歳出で、2款総務費、衆議院議員総選挙費418万円の補正は、選挙に伴う報酬45万4,000円のほか、関係する事務費等を計上しております。

次に、13款諸支出金において職員給与費453万5,000円の補正は、選挙事務に伴う職員手当でございます。

8ページ、9ページにつきましては、補正に伴う給与費明細書の内訳でございます。説明は省略をさせていただきます。

次に、歳入についてご説明申し上げます。5ページをお開き願います。特定財源として、14款道支出金、選挙費委託金を781万9,000円を見込み、残りの89万6,000円につきましては前年度繰越金を充てております。

以上が専決処分により補正をした予算の内容であります。よろしくご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森 淳君） これから承認第7号について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで質疑を終わります。

討論は、議会の運営に関する基準に基づき省略します。

これから承認第7号を採決します。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第7号 専決処分の承認について「平成29年度羽幌町一般会計補正予算」（第8号）は原案のとおり承認することに決定しました。

◎議案第54号

○議長（森 淳君） 日程第7、議案第54号 平成29年度羽幌町一般会計補正予算（第9号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） ただいま提案となりました平成29年度一般会計の補正予算につきまして、その提案理由をご説明申し上げます。

既定の予算総額に歳入歳出それぞれ4,549万3,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ74億2,559万5,000円とするものであります。

補正をいたします内容をご説明申し上げます。歳出で、2款総務費、自治振興費において工作物撤去業務委託費25万3,000円の補正は、旧宮坂ビルの非常出入口小屋根

が腐食により町道等へ落下するおそれがある状況となっており、早急に対応が必要なことから、民法に基づく事務管理として撤去するための費用であります。

次に、6款農林水産業費、水産業振興費において離島活性化事業補助金182万5,000円の補正は、離島における漁業者の作業負担軽減及び競争力の強化を図るため、北るもい漁業協同組合が天売地区において導入予定のフォークリフト購入費に対し、国庫補助金である離島活性化交付金の交付決定を受けたことから、同交付金を財源として補助するものであります。

次に、11款災害復旧費、河川災害復旧費において公共土木施設災害復旧工事請負費4,341万5,000円の補正は、本年7月21日に発生した豪雨災害による被災河川の復旧事業について災害査定により国庫負担による対象額が確定したため、増額補正するものであります。財源につきましては、国庫負担金4,715万1,000円、災害復旧整備事業債1,940万円を充て、当初財源としておりました財政調整基金繰入金を減額しております。

以上が提案となりました補正予算の内容であります。各案件とも早急に発注等が必要なことから、このたび臨時会にて提案をさせていただいたものでございます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。提案の理由とさせていただきます。

○議長（森 淳君） お諮りします。

審議の方法については、歳入歳出予算及び地方債一括して質疑を行い、それぞれ討論、採決の順に従い、審議を進めることにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、そのように進めることに決定しました。

これから議案第54号について歳入歳出予算及び地方債一括して質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで討論を終わります。

これから議案第54号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第54号 平成29年度羽幌町一般会計補正予算（第9号）は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（森 淳君） 以上で本日の議事日程は全部終了しました。
したがって、平成29年第7回羽幌町議会臨時会を閉会します。

（午後 2時23分）